

ささえあう暮らしの中に 税がある

3/27の理事会では、「平成26年度・事業計画書(案)収支予算書(案)」及び代表理事である大角会長及び鈴木副会長、業務執



左京納税協会は、3月27日(木)と4月21日(月)に平成26年度定時総会へ向けて、平成26年度予算関係理事会並びに平成25年度決算関係理事会を開催しました。

◆定時総会へ向けて理事会(予算・決算関係)を開催◆

3/27(予算関係)・4/21(決算関係) 理事会で定時総会議案を審議
【平成26年度定時総会は、5月19日(月) 17時から開催】

理事である井上専務理事の平成25年度下半期における「職務執行状況に関する件」、「平成25年度における本会と理事役員との取引の結果に関する件」、「平成26年度常勤役員の報酬等に関する件」のほか、本会が公益法人へ移行した平成23年度以降、公益目的事業を「税知識の普及」、「申告納税の推進」、「納税道義の高揚」に区分して、整理していましたが、これを公益目的事業の最終目的である「税務行政の円滑な執行に寄与する事業」に一本化し、事業の位置付け及び会計処理における事務負担の軽減を図ることとし、監督官庁である京都府に事業の種類及び内容の変更に関する認定申請を行うこと並びに昨年9月16日の特別警報が発せられた長時間にわたる台風18号の長雨による玄関天井部分の雨漏れ、2階会議室東側換気扇の落下及び換気扇部分の壁紙のしみなどの被害を蒙

4/21の理事会では、「平成25年度・事業報告並びに収支決算書」、「定時総会の日時・場所・目的事項に関する件」及び事業



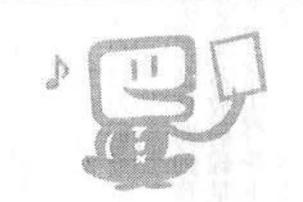
りましたが、これらの修繕工事の実施と工事費用については、営繕取得引当資産を一部取り崩して充てることなどを承認決議しました。

年度終了後、3か月以内に理事会等の承認を得て行政庁である京都府への提出が定められている事業報告等に関する提出書類などについて承認決議しました。特に、公益法人にとって重要な財務3基準である①収支相償(収益事業の利益の50%を公益目的事業会計へ繰り入れた上で、公益目的事業会計の収支は赤字であること)、②公益目的事業比率(公益目的事業の費用が事業費・管理費の合計額の50%以上であること)、③遊休財産の保有制限(具体的な用途の定まっていない財産の額は、1年分の公益目的事業費相当額を上限とする。)については、いずれも認定基準をみたしていると配付資料に基づき専務理事から説明がありました。 厳しい理事会運営が強いられる中、3/27の理事会には、理事総数85名の内、出席理事45名で、かろうじて過半数を超える理事本人のご出席を得て、理事会が有効に成立しました。また、4/21の理事会は、理事総数83名の内、出席理事49名でした。



5月号
No. 362
平成26年5月16日発行
発行所
京都市左京区聖護院
円頓美町29-6
☎ 075-771-6410
公益社団法人 左京納税協会
左京納税貯蓄組合連合会
発行人/井上恒克

・小規模事業者のために・
近畿税理士会左京支部から派遣された税理士がご相談に応じております。



自然がやさしい おいしさづくり
京つけもの **大安** だい やす
大安の京つけものは 国内産素材を使用。
化学調味料・保存料・合成着色料は使用していません。
本店/平安神宮東 TEL 075-761-0281/ FAX 075-771-8756
http://www.daiyasu.co.jp

染の **北川**
株式会社
京都市中京区衣棚通姉小路上ル長浜町149
電話(代) 2-11-7411番

正しい申告早めに納税

優法会・左京模範法人会合同講演会

【京都大学大学院医学研究科初期診療・救急医学分野教授 小池 薫氏】
 演題 《福島第一原発における医療と関西の備え》

披露します。

優法会、左京模範法人会は、1月30日(木)17時から石長・松菊園において、今回で第6回目となる新春合同講演会を開催しました。講師は、京都大学大学院医学研究科初期診療・救急医学分野教授で京都地区緊急被ばく医療ネットワーク調査委員会委員長、関西広域救急医療連携計画策定委員会及び京都府防災会議・地域防災の見直し部会の委員などを務められている小池薫氏で、「福島第一原発における医療と関西の備え」と題するテーマでおよそ1時間の講演をされました。

小池教授は、神戸のご出身で、大学(慶應義塾大学医学部)から親元を離れ、東京へ出て、アメリカコロラド大学での勤務を含め30年ほど関西を離れていたが、縁あって、関西に戻ったのが京都であり、その時、最初に感じたのは、30年振りに関西弁を話すことと、安心感と心を込めて話せる安心感を覚えたとして、講演に入られました。

それでは、講演の内容をテーマごとに順を追ってご



【はじめに】

小池教授は、平成18年4月に現職に就かれる直前の5年間に東北大学大学院医学研究科救急医学分野の助教授として勤務されていましたが、平成23年のあの3・11・東日本大震災の地震と津波被害により福島第一原子力発電所において、放射性物質の放出を伴う原子力事故が発生しました。東北大学での5年間勤務

で、地域に繋がりができ、何人かの友人も津波で亡くされたそうです。事故発生後、周りの住民は、半径20キロ以内は立ち退きとなり、救急車も医師も医療体制も全くない誰もいない中で、被害を受けた第一原発、第二原発及び少し離れた(第一原発から30キロ圏内)ところにある広野火力発電所で復興のために命を懸けて働いている約1万人弱の人達のために何かできないかという思いで、救急医療と緊急被ばく医療の両方ができる医師(全国でも20~30人)有志が集まり、その年の7月頃から24時間体制で交代で勤務したのが始まりでした。

【福島第一原発における医療】

福島第一原子力発電所の現地災害対策本部は、敷地内の免震重要棟に設置されており、いわき駅から東京電力のチャーターバスでその復興へ向けて働く作業員たちが宿泊する最前線基地となる「ヴィレッジ」に向かい、そこで事故後1年半くらいは、全身防護服に

着替えして、約20キロ先の第一原発へ向かったそうです。現在はふだんの服装で行けるようになったということです。

福島第一原発内には、5・6号機に隣接した5・6号機救急医療室があります。

現場では、被ばく放射線量の問題で、熟練の作業員の確保が困難となり、常に慣れない、新人作業員が多い非常に劣悪で事故が起こり易い環境にあることが問題となっていました。

医務室内は、放射線量は福島市内と変わらず、換気扇でフィルターを通して外の空気を取り入れ中を陽圧・中から外へ空気が流れる状態で、ドアは二重扉とされているそうです。

作業員は、重装備で作業するため、夏場の勤務時間は朝5時~11時とされており、今のところ被ばくによる作業員の死亡はないそうです。

救急医療室で2日間勤務すると被ばくする放射線量は30マイクロシーベルト、当初は48マイクロシーベルト、今では、20マイクロシー

ISHIDA

はかりしれない技術を、世界へ。

株式会社イシダ www.ishida.co.jp

本社 〒606-8392 京都市左京区聖園山王町44 TEL 075-771-4141

経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう
 納税協会の輪
 運動実施中!

DaiDO 大同生命 **AIU 保険会社**

京橋支店/京都市中京区丸太町一丁目下丸太町595-3 TEL 075-231-5341

京橋支店/京都市中京区丸太町一丁目下丸太町595-3 (大同生命京橋ビル7F) TEL 075-223-1651

税金がつくるこの道 あの学校

ベルトくらいです。通常の胸のレントゲン撮影1回で60マイクロシーベルトになります。放射線物質は、電球や焚火に例えることができ、この場合、光や熱が放射線であり、放射線防護の基本は、遮蔽物を置く、距離をとる、時間を短くすることであり、被ばくは、胸のレントゲン撮影と同じで、汚染は放射性物質が体に付着している状態をいうそうです。

【関西の備え】

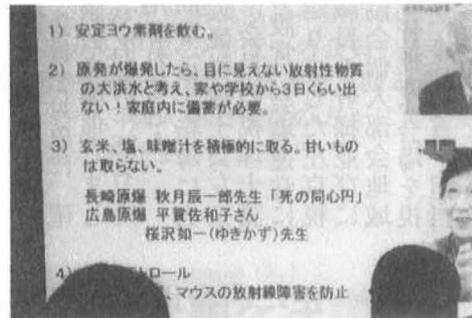
南海トラフの巨大地震が発生すると太平洋側は大変ですが、原発があるのは静岡県だけであり、福井県は原発銀座と言われています。津波が日本海側に来た記録を調べたところ、1740年頃、北海道の渡島(おしま)大島で大噴火があり、北海道では大きな被害を出したが、佐渡島で8mの津波、若狭湾でも1mの津波の記録がありました。

701年、丹波大地震が発生したとの言い伝えがあり、宮津の山の上にある真名井神社には、波せき地蔵がまつられていて、ここで大津波をせき止めたということです。

の大地震が鳴長明による方丈記に記録されています。福井県での原発事故は、2004年に、美浜原発で、配管が爆発する事故があり、蒸気と熱水で作業員が死亡する事故がありました。汚染や被ばくはありません。京都が一番近いのは高浜原発であり、周辺半径5キロには、90人が居住し、また、大飯原発周辺5キロには誰も居住していません。原発事故が起こった際、30キロ圏内では、逃げないことが基本だそうです。むやみに逃げるのは、見えない放射性物質の大洪水の中を裸で走っているのと同じこと、家の中にあることは外にいるより3分の1、鉄筋コンクリートであれば4分の1から5分の1の被ばく量で安全だそうです。遠い所でもプルームと呼ばれる放射性物質が飛散してくる風向きを考慮する必要があります。現在、京都府には、その飛散状況をモニタリングするシステムが張り巡らされています。プルームを子供が吸うと甲状腺ガンになりやすいと言われており、予防策は、安定ヨウ素剤を放射性ヨウ素にさらされる24時間前に摂取すれば、90%抑制、8時間後に摂取して40%抑制でき、24時間後に摂取してもほとんど効果はないとされています。今後、地方自治体を通じて30キロ圏内の人には配られることになるそうです。

【終わりに】

小池教授は、講演の最後に、原子力発電所爆発時のアドバイスとして、今までお話しされた①逃げ惑わず建物の中にいること、②安定ヨウ素剤を飲むこと、③か、3つ目として、長崎で爆心地から1.4キロで爆発した病院の先生で秋月振一郎氏と広島で爆心地から1.2キロ圏内で爆発した平賀佐和子さんのお二人に共通していた対処法は、科学的根拠はないが、玄米食を食べ、塩分をたっぷりとり、甘い物を食べないことを徹底したことにより、原爆症にならずに済んだエピソードを紹介されました。



「秋月先生は放射線科の先生で、爆心地に近い所にいた人から順に時間の経過とともに特有の症状が現れて死んでいくという「死の同心円」という本を書いていますが、病院で技師さんが大量に放射線を浴びた時の治療法を思い出し、濃い塩水を飲むことを看護師や患者にも徹底させ無事であった。」ということ。

「平賀佐和子さんの場合は、被爆時、顔が真っ赤に腫れ上がり、その後ケロイドが生じていましたが、炊き出しのおにぎりの梅干しをひたすら食べたこととマクロビオテック(食事療法)の提唱者として知られた桜沢如一氏の講演を聞き、玄米食を実行し、今では、ケロイドも治り、7人の子供と14人の孫に囲まれ、元気な日々を過ごしている。」との内容でした。



工場 倉庫 マンション 住宅
医療施設 オフィス
店舗

信頼し、信頼されて、
そしてまた新しい信頼の輪が広がる

1910年創業

野口グループ
野口建設株式会社
京都市左京区田中大塚町214
TEL:075-781-9131 FAX:075-781-7865
http://www.kirin-g.jp

NOGUCHI

MURANAKA ACCOUNTANT'S OFFICE
村中税理士事務所

税理士: 村中 研治
税理士: 村中 平治

〒606-8081 京都市左京区修学院大林町13番地の4
TEL.075-721-6111 FAX.075-711-3515

この社会 あなたの税が いている

平成25年分 確定申告地区相談会場を開設

【京都教育文化センターで年金受給者の事前指導】
 【左京区役所・左京区役所岩倉出張所で地区相談】

確定申告期前の2月4日(火)から6日(木)までの3日間、京都教育文化センターで、開設した年金事前指導は、3日間合計で240名の方が相談に来られました。また、一般納税者を対象として、確定申告期間中の2月19日(水)から21日(金)までの3日間の左京区役所岩倉出張所及び2月24日(月)と25日(火)の2日間の左京区役所の2会場で開催した地区相談会場は、併せて411名の方が相談に来られました。



平成25年分確定申告に当たり、左京納税協会は、左京税務署、近畿税理士会左京支部と三位一体の協調体制の下、確定申告が始まる前の年金受給者を対象とした年金事前指導並びに確定申告期間中の地区相談会場を開設しました。

なお、左京納税協会では、2月27日、3月3日、10日の3日間は、会員を対象に、確定申告相談会を開催しましたが、延べ35名(前年36名)の会員が利用されました。開設期間中、申告指導に当たられた近畿税理士会左京支部役員・会員の税理士諸先生、会場設営、会場運営にご尽力を賜りました左京税務署幹部職員の皆様並びに左京納税協会個人部会地域支部役員の皆様方、会場を視察巡回され、受付役員、担当税理士に感謝の意を表された左京税務署前川署長、古賀副署長、左京納税協会大角会長、副会長各位の皆様方には、改めまして厚く御礼申し上げます。



各会場とも1日当たりの来場者数が前年より増加した状況での会場運営が非常にスムーズに行われたことに改めまして感謝申し上げます。

会場別地区相談等状況

単位:日・人

区分	会場	23年分		24年分		25年分	
		日数	相談人員	日数	相談人員	日数	相談人員
年金指導	京都教育文化センター	—	—	3	202	3	240
	左京区役所	2	137	—	—	—	—
地区相談	左京区役所	—	—	3	223	2	182
	左京区役所岩倉出張所	3	220	3	196	3	229
	京都銀行下鴨支店 京都信用金庫修学院支店	6	282	—	—	—	—
小計		9	502	6	419	5	411
合計		11	639	9	621	8	651

すべては一杯のおいしい珈琲の為に
 百貨店・スーパーマーケットへの流通



KYOTO WORLD COFFEE, LTD.

株式会社 ワールドコーヒー

http://www.world-coffee.co.jp/ E-mail:info@world-coffee.co.jp

本社 〒615-0803 京都市右京区西京極南庄境町51
 TEL(075)314-2255 FAX(075)314-2211

ご昼食、御宴会、お泊まりは

国際観光旅館 聖護院御殿荘へ
 史跡旧仮皇居

庭園脚湯あります(昼~夜)

御料理、宿泊とも全て前日までの御予約で賜ります

電話 (075) 771-4151・FAX (075) 761-5555

京都市左京区聖護院中町15番(市バス熊野神社前下車すぐ)

納税協会 あなたの税の相談所

個人部会役員会を開催 — 平成25年度：重点施策への協力を要請 —

左京納税協会個人部会は、平成26年4月3日(木)17時20分から「聖護院・御殿荘」会議室において、「平成25年分所得税確定申告地区相談会場の運営結果等」及び「平成26年度納税協会重点施策」を議題に地域支部役員及び業種支部長による役員会を開催しました。

会議には、年金受給者を対象とした確定申告期前の事前指導及び一般納税者を対象とした地区相談会場の開設・運営、申告指導に当たられた左京税務署並びに近畿税理士会左京支部の幹部の役職員各位をご来賓としてお招きしました。

会議の冒頭、保田勝個人部会長から年金事前指導会場及び地区相談会場の開設・運営は、公益目的事業の最終目的である税務行政の円滑な執行に寄与する最たる事業であり、受付事務にボランティアとして従事された地域支部役員、会場の開設・運営、申告指導に的確に対応していただいたご来賓各位に対する感謝とねぎらいそして御礼の挨拶がありました。

また、ご来賓の前川左京税務署長、伊良知近畿税理士会左京支部長からは、京都教育文化センターでの年金事前指導と「左京区役所」と「同岩倉出張所」の2会場で開催された地区相談の極めて円滑な運営結果に関して、関係各位のご尽力の賜物との御礼のご挨拶をいただきました。

また、前川署長から、平成25年分所得税確定申告書の提出状況についての概要が説明されましたが、前年度並みの31千件の申告があり、事務の効率化に繋がるe-Taxによる申告とダイレクト納付の2本立てでより一層の普及を目指したいと説明されました。



会議では、配付資料に基づき、井上専務理事から年金事前指導会場及び地区相談会場の相談状況などの実施結果についての報告の後、藤原個人課税統括官から各会場の運営状況について、補足説明がありました。

また、平成26年度の左京納税協会の重点施策である会員拡大に関しては、専務理事から平成25年度中の会員の入会・退会の状況について、報告があり、依然として、入会者を上回る退会者があり、会員減少が続いているので、個人部会役員の方々には今後ともご協力をお願いしたいと要請がありました。

青年部会役員会を開催:租税教育への取組を決議

左京納税協会青年部会は、4月16日(水)左京納税協会において、定時総会へ向けて役員会を開催しました。

役員会では、恒例となった2月3日の吉田神社節分祭における確定申告へ向けてのe-TaxのPR活動が京都ブロック青年部会連絡協議会主催のブロック行事に昇格するなど、活発な事業活動を展開してきた平成25年度に実施した事業内容の報告と平成26年度における京都ブロック青年部会連絡協議会の事業を含めた活動計画を協議しました。

西尾部会長からe-TaxのPR活動に代わる目玉となるPR活動を今後検討したいとして、継続審議することとしました。

その後、左京税務署から前川署長、古賀副署長、恩田法人課税第1統括官が参加され、前川署長による日頃の活発な事業活動に対する御礼の挨拶の後、古賀副署長から左京税務署の重点施策であるダイレクト納付に関する積極的な取組について要請がありました。

創業元禄二年



聖護院八ッ橋総本店

京都市左京区聖護院山王町六 電話075(761)5151

京都大原

土井清の里



土井忠ば漬本舗

〒601-1251 京都市左京区大原花尻橋畔
TEL 075(744) 2311 FAX 075(744) 2317
URL <http://www.doishibazuke.co.jp/>
E-mail mail@doishibazuke.co.jp

<http://www.nouzeikyokai.or.jp/kobetsu/sakyo.html>

**所得税及び復興特別所得税の予定納税(第1期分)
納期は平成26年7月1日～7月31日です**

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。

● 予定納税額の減額の申請・納付

- ◇ 第1期分の予定納税の減額申請をする場合は平成26年7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。

※廃業や災害などの理由により、平成26年6月30日現在の状況で、平成26年分の見積もった税額が、税務署から通知された「予定納税基準額」より少なくなると見込まれる場合に、申請することができます。

- ◇ 納付には便利な振替納税をご利用ください。

**源泉徴収した所得税等の納付は
「納期の特例」制度を利用すると便利です。**

青色事業従事者や従業員の合計が常時10人未満のときは、税務署長に申請して納期の特例の承認を受けることにより、毎月(日)の給与等から源泉徴収した所得税等を次のように、年2回にまとめて納付することができます。

区 分	納 付 期 限
1月から6月までに支払ったもの	7月10日
7月から12月までに支払ったもの	翌年1月20日

※ 税額がない場合であっても「本税」の欄に「0」と記載した納付書を税務署に提出する必要があります。

※ この場合はe-Taxが便利(徴収高計算書の送信には電子証明書は不要)です。

※ 税額がある場合は、「ダイレクト納付」が簡単・便利です。

①インターネットバンキングの契約が不要

②即時又は納付日指定が可能

③金融機関等へ出向くことなく自宅やオフィスで納付手続

税務職員募集のお知らせ 平成26年度 税務職員採用試験

受 験 資 格 ① 高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者(平成23年4月1日以降に卒業した者)
② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

申 込 受 付 期 間 ① 平成26年6月23日(月)～7月2日(水)〔インターネット申込受付期間〕
(注) 1 原則として、インターネット申込みをご利用ください。
2 インターネット申込専用アドレス [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
② 平成26年6月23日(月)～6月26日(木)〔郵送・持参申込受付期間〕
(注) できるだけ郵送(簡易書留)にしてください。[6月26日(木)までの通信日付印有効]

**申 込 書 による
提 出 先**

人事院近畿事務局
〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 ☎ 06-4796-2191

**試 験 日 及 び
試 験 内 容**

試 験	試 験 日	試験種目	解答時間
第1次試験	9月7日(日)	基礎能力試験(多枝選択式)	1時間30分
		適性試験(多枝選択式)	15分
		作文試験	50分
第2次試験	10月16日(休)～ 10月24日(金) ※ 第1次試験合格通知書で指定する日時	人物試験	
		身体検査	

合格者発表日 第1次試験合格者発表日 平成26年10月9日(木)
最終合格者発表日 平成26年11月18日(火)

試 験 地 第1次試験 京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市
第2次試験 第1次試験合格通知書で通知

採用予定数 1 採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。
2 採用予定数は変動することがあります。
最新情報は人事院ホームページで確認してください。

問い合わせ先 大阪国税局人事第二課試験係(☎ 06-6941-5331)又は左京税務署総務課

◎ 採用に関する情報は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載

◎ e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)に掲載

大阪国税局・左京税務署

超精密加工で明日をひらく

YAMAOKA

株式会社 山岡製作所

代表取締役 山岡 祥二

本社工場

京都府城陽市平川横道93

Tel: 0774 (55) 8500 fax: 0774 (53) 7873

<http://www.yamaoka.co.jp>

国際標準化機構 ISO 9001 認証取得企業

装飾造園材料・慶弔用竹製品・プラスチック竹製品 製造

**株式
会社 岡村竹材**

代表取締役 岡村 大治郎

本 社 〒606-8111 京都市左京区高野泉町40-19

TEL. (075) 791-0800 FAX. (075) 721-7701

東京支店 〒135-0031 東京都江東区佐賀1丁目10-2

TEL. (03) 3820-0251 FAX. (03) 3820-0351

茨城支店 〒319-0202 茨城県笠間市下郷4446-7

TEL. (0299) 37-6789 FAX. (0299) 37-6790

左京納税協会のホームページをご覧ください

今年度の自動車税の納期限は6月2日です

- 自動車税は、「車検時に」納めていただくものではありません。
- 自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。
- お早い目の納付をお願いします。

ご注意ください

納期限（6月2日）を過ぎてから納付しようとする

- 延滞金（納期限の翌日から1箇月は年 2.9%、それ以降は年 9.2%）が加算されます。
- コンビニでの取扱いは6月30日までです。
- 金融機関、コンビニでの納税証明書への押印は、6月30日までです。
- 納期限（6月2日）を過ぎて、6月中旬以降の納付の場合は、入れ違いで督促状が発送されます。
必ず納期限（6月2日）までに納税をお願いします。

コンビニで納税できます

次のコンビニエンスストアで、全国どこでも、納税できます。ぜひご利用ください。

- ◆サークルK ◆サンクス ◆セブン・イレブン
- ◆ファミリーマート ◆ミニストップ ◆ローソン
- ◆デイリーヤマザキ

〈自動車税のお問い合わせは〉 京都府京都東府税事務所 ☎ 213-6355 まで

市民税・府民税のお知らせ・納税通知書をお送りします

◎ 自営業者等で納付書によって納付される方（普通徴収）には6月10日付で「市民税・府民税の納税通知書」を、給与所得者等で毎月の給与から税額が差し引かれる方（特別徴収）には勤務先を通じて「市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書」を、それぞれお送りします。

平成26年度分の市民税・府民税は、平成26年1月1日現在にお住まいの市区町村で、平成25年中の所得を基に課税されます。

納付書による納付の場合は、第1期の納期限は6月30日です。

◎ 課税内容については、区役所・支所の市民税担当課、給与の特別徴収分については、行財政局税務部法人税務課までお問い合わせください。

《 問 》

左京区役所市民税課(☎ 702-1034)、法人税務課(給与の特別徴収分のみ ☎ 213-5246)

シゴト
人々と社会の希望をつなぐ建設です



<http://okanogumi.co.jp>

創業昭和元年 総合建設
株式会社 岡野組

本社：〒606-8144 京都市左京区岡崎内藤寺町85番地の4
大塚営業所：〒642-0066 大塚市中央区西心斎橋2-12-22 新アパル塔南館804F
福知山営業所：〒620-0056 福知山市厚中町88番地
TEL:075(761)3401(代表) ISO:9001品質を14001環境を14001
(建築・土木の設計、施工監理、立地調査、コンサルティング、メンテナンス、リフォーム、開発企画、技術開発、その他建設関連業務全般)

経営者大型総合保障制度
自動車保険・障害保険(労災上乗せ)
火災保険(地震保険)・賠償保険

株式会社
ゼネラル・サービス

代表取締役 桂 厚子

〒604-8093 京都市中京区御池富小路西南角松下町135-3 コスモシティ1F
TEL:075(255)7467 FAX:075(212)4120
URL <http://www.general-service.co.jp>

安心経営のベストパートナー

【資産税部会だより】 今回は、平成25年度の税制改正の中で、「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例及び相続時精算課税の特例の創設」について、制度創設の背景にも触れながら説明します。

わが国の家計資産の多くを高齢者が保有している状況は、近年、特に進んできており、平成元年時点では、約3割であった高齢者世帯(世帯主が60歳以上の家計)が保有する金融資産の全家計の金融資産に占める割合は、平成21年では、約6割に上昇しています。これは、金融資産に限らず、資産総額で見ても同様であり、資産の多くを高齢者が保有している状況にあります。

このような状況に加えて、近年では、高齢化の進展により、90歳以上の親の財産を60歳以上の子が相続するといういわゆる「老老相続」といった現象も増加しています。このように被相続人の高齢化が若年世代への資産移転を困難にしている面があります。

こうしたことから、平成25年度税制改正法案において、高齢者層が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、消費拡大や経済活性化を図る観点から、相続税の基礎控除の引下げなどの課税強化と併せて贈与税については緩和する方向で見直しを行う贈与税の改正が盛り込まれ、国会での審議等を経て、平成25年3月に成立しました。

今回の贈与税の見直しは2つあり、その一つが「暦年課税の税率構造の緩和」です。贈与税の暦年課税の税率は、相続税の補完税という性質から、相続税に比べて、相対的に税負担が重くなっていますが、今回の改正では、若年世代への早期の資産移転のより一層の促進を図る観点から、20歳以上の子や孫を受贈者とする贈与税の税率構造を緩和することとされました。

この結果、例えば、1,000万円の現金贈与を受けた場合、231万円だった贈与税が、改正後は177万円と54万円が軽減されることとなります。

二つ目は、「相続時精算課税制度の対象範囲の拡大」です。この制度は、被相続人が行った生前贈与について、最終的に相続時に相続税として精算するものであることから、①資産移転の時期をより柔軟に選択できること、②相続税の課税対象とならない層にとっては、実質的には税負担なく、生前贈与が行えるといった意義があり、世代間の資産移転の促進を図る制度として平成15年に創設されました。今回、前述の税率構造の緩和と同様の趣旨により、①受贈者に20歳以上の孫(改正前：推定相続人のみ)を追加し、②贈与者の対象年齢を65歳から60歳に引き下げるといった制度の対象範囲の拡大が行われました。

なお、これらの改正は、平成27年1月1日以後の贈与について適用されます。

(「平成25年度税制改正の解説(財務省)」より抜粋)

◀ 左京納税協会資産税部会:研修会開催のお知らせ ▶

左京納税協会資産税部会は、次のとおり、平成25年2月13日の設立記念講演会以来第3回目となる「研修会」を開催することとしています。

- 【日時】 平成26年6月25日(水) 16:00~17:00
- 【会場】 ホテル平安の森京都(左京区岡崎東天王町51: ☎ 761-3130)
- 【講師】 下京税務署資産税審理専門官
- 【テーマ】 相続税・贈与税及び譲渡所得に関する特例制度などの中から資産税部会の会員の皆様方にアンケートを行い要望の多い項目とします。
- 【受講】 無料(資産税部会の会員以外の方も参加できます。)

※ 詳しくは、左京納税協会のホームページ(5月23日以降掲載)をご覧ください。

※ 資産税部会会員の皆様へは、5月23日頃開催ご案内文書を送付します。

計測とメカトロをシステム化する



⑧ 応用電機株式会社

京都事業部 京都府城陽市平川中道表63-1
 熊本事業部 熊本県菊池市泗水町吉富100-29
 浜松事業部 静岡県浜松市浜北区中瀬7610

名物ゆどうふ

天保十年名園

南禅寺 

TEL. (075) 761-2311代
 FAX. (075) 751-8812
<http://www.to-fu.co.jp>